

ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、 所得税の確定申告が必要な場合があること

フクロウコラム vol.1 2021/3/15

Contents

1. はじめに
2. 身近な方が亡くなったときの
手続き
3. 身近な方が亡くなったときに
所得税について考えるべきこと
4. さいごに



1.はじめに

執筆者・志水大介

みなさん、初めまして。税理士法人M.T総研の志水です。今回は、身近な方が亡くなったときの所得税の確定申告（準確定申告といいます）について、お話したいと思います。先日、当法人内でも配偶者の方が亡くなり、税金に関する申告書の作成依頼がありました。ただでさえ、身近な方が亡くなり、憔悴しているところに、様々な手続きや、税金に関する申告などがあることから、当事者の立場からすれば、すっかり嫌になってしまいます。

今回は、このコラムで、その概要、私が税金に関する申告書を作成するにあたり苦労したこと、その他参考になるような内容をお話できたらと思います。

2.身近な方が亡くなったときの手続き

身近な方が亡くなった場合、次のページのような手続きが必要となります。

非常に数が多く、また、ここでは説明していませんが、どれも期限が設定されています。



税理士法人 MT.総研

☎ 03-3263-5851

〒102-0083
東京都千代田区麹町3丁目12-12
麹町Mビル4F

ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、所得税の確定申告が必要な場合があること

2. 身近な方が亡くなったときの手続き（続き）

(1) 直ちに行う必要のある手続き

- ① 死亡診断書（事故死・突然死等の場合は、死体検案書）の受け取り
- ② 死亡届及び火葬許可申請書の役所への提出と火葬許可証の受け取り
- ③ 葬儀社へ連絡、打ち合わせ
- ④ 葬儀と初七日

お葬式がやっと終わると…

(2) 税金に関する手続き（亡くなった方の所得、財産等の状況により必要となります）

- ① 所得税の準確定申告・納税
- ② 相続税の申告・納税

(3) 公的手続き（必要に応じて行います）

年金受給停止手続、介護保険資格喪失届、住民票の抹消届、世帯主の変更届、雇用保険受給資格者証の返還、国民年金の死亡一時金請求、埋葬料の請求、葬祭費・家族葬祭費請求、高額医療費の還付申請、遺族年金の請求など

(4) 遺産相続に関する手続き（必要に応じて行います）

遺言書の搜索、遺言書の検認、相続人調査、相続財産調査、相続放棄・限定承認の検討と手続き、遺産分割、不動産の名義変更、預貯金払い戻し・名義変更、株式の名義変更、自動車の名義変更など

(5) その他の手続き（必要に応じて行います）

クレジットカードの利用停止、個人番号カード・運転免許証の返納、パスポート失効手続き、生命保険金の受取り、公共料金の名義変更など

フクロウメモ



相談
しよう！

身近な方が亡くなり、憔悴のところ、様々な手続きや税金に関する申告などをするとは、非常に大変であり、煩わしいことでもあります。

特に(3)・(4)・(5)の手続きは、取得に手間と時間がかかり、二度手間になることも多いです。

普段から税理士事務所とお付き合いがある方は、その税理士事務所の担当者にご相談すれば良いのですが、そうでない場合には、思い切って新たに税理士事務所を探して相談することをおすすめします。早めに相談することで無駄な手間を省き、適法に作業することができます。

また、現在では、税法を始めとする法律が難解で、素人目で判断してしまうと場合によっては、損をしてしまうこともあります。

何に関してもそうですが、一人で悩まず、しかるべき人に相談することが大切です。



ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、所得税の確定申告が必要な場合があること

3. 身近な方が亡くなったときに所得税について考えるべきこと

次のステップで考えてみて下さい。

Step1

準確定申告の必要資料の収集



Step2

準確定申告の必要があるか否かの確認



Step3

準確定申告書の作成・納付又は還付

Step1 準確定申告の必要資料の収集

まず、身近な方が亡くなったときに所得税について考えるべきことは、所得税の前提となる必要資料の収集です。

収集してほしい必要な資料は、主に次のようなものがあり、Step2を判断する上で必要となります。

- ① 預金通帳（預金口座を開設している金融機関等より）
- ② 個人事業や不動産賃貸業に係る帳簿書類等
- ③ 死亡年に被相続人が売却した不動産等の売買契約書
（不動産販売業者等より）
- ④ 給与の源泉徴収票（勤務先より）
- ⑤ 公的年金の源泉徴収票（日本年金機構より）
- ⑤ 特定口座年間取引報告書等（証券会社より）
- ⑥ その他所得に関する資料
- ⑦ 国民年金の控除証明書（市区町村より）
- ⑧ 生命保険料控除証明書（生命保険会社等より）
- ⑨ 地震保険料控除証明書（損害保険会社等より）
- ⑩ 寄附金控除証明書（寄附先より）
- ⑪ 国民健康保険・介護保険等の領収書等（市区町村等より）
- ⑫ 後期高齢者医療保険の領収書等（市区町村等より）
- ⑬ 医療費の領収書等（病院等より）

フクロウメモ



日頃の
情報共有が
大切！

Step1で、苦労を要するのが②の「**個人事業や不動産賃貸業に係る帳簿書類等**」です。

ほとんどのものが被相続人・相続人に交付され、また、請求をすれば受領することができるのですが、個人事業や不動産賃貸業に係る帳簿書類等は、**被相続人が死亡日までの帳簿付けをしていなければ、相続人が一から預金通帳、請求書、納品書、領収証等を、場合によっては、被相続人の日記等から帳簿付けをしていくため、とても大変です。**

また、被相続人がどのように帳簿付けをしていたかの勝手がわかればまだ良いのですが、急病等で急死してしまった場合には、勝手がわからず困り果ててしまいます。

「何かあったらでは遅い」と痛感することになってしまうので、特に個人事業や不動産賃貸業を営まれている方は、そのあたりも、日頃から被相続人・相続人等間で情報の共有をしておくことが非常に大切です。



ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、所得税の確定申告が必要な場合があること

3. 身近な方が亡くなったときに所得税について考えるべきこと（続き）

Step1

準確定申告の必要資料の収集



Step2

準確定申告の必要があるか否かの確認



Step3

準確定申告書の作成・納付又は還付

Step2 確定申告の必要があるかどうかの確認

年の中で死亡した方の所得税の確定申告は、相続人・包括受遺者（以下「相続人等」といいます）が、その年1月1日から死亡日までに確定した所得金額等を **Step1** の資料を基礎に、原則として相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内に行うこととされています。

ただし、年の中で死亡した方の所得税額が生じない場合や、給与所得者や年金所得者で普段から確定申告を行う必要がない方として一定の方（詳しくは、当法人にお尋ねください）は、相続人等において所得税の準確定申告を行わないことが認められています。

そのため、準確定申告をするかどうかを確認する必要があります。

💡 準確定申告を行わないことが認められた方であっても、

「準確定申告をすることにより、所得税の還付を受けることができるような場合」は、準確定申告をあえてすることも認められています。

フクロウメモ

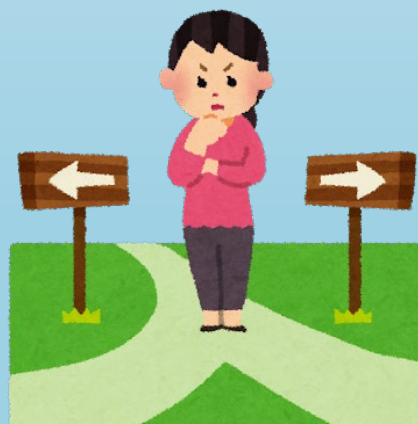


所得税？
相続税？

今回は、所得税についてのお話を中心にしておりますが、場合によっては、**相続税が生じる場合もございます。**

この場合に大切なことは、「**所得税**」で使う資料か、「**相続税**」で使う資料か又は両方で使う資料かを分別しておくことです。

ただ、素人目で判断してしまうと適正な確定申告ができないことも多々ありますので、当法人をはじめ税理士事務所へご相談することをおすすめします。



ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、所得税の確定申告が必要な場合があること

3. 身近な方が亡くなったときに所得税について考えるべきこと（続き）

Step1

準確定申告の必要資料の収集



Step2

準確定申告の必要があるか否かの確認



Step3

準確定申告書の作成・納付又は還付

Step 3 準確定申告書の作成・納付又は還付

Step2 で準確定申告を行うこととなった場合には、準確定申告書の作成とその申告書に記載された所得税の納付をし、又は還付金の支払いを受けます。

なお、相続人等が2人以上いる場合には、原則として各相続人等が連署により準確定申告書を提出することになります。

ただし、他の相続人等の氏名を付記して各人が別々に提出することもできます。この場合、その申告書を提出した相続人等は、他の相続人等に申告した内容を通知しなければならないことになっています。



1

準確定申告書には、各相続人等の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表を添付し、被相続人の死亡当時の納税地（通常は、住所地となります。）の税務署長に提出します。



2

還付金については、代表者が一括受領することができます。

この場合には、還付金を受領する方への委任状の提出が必要です。

フクロウメモ



代表者を決めよう！

各相続人等が連署により準確定申告書を提出する場合、各相続人等で逐一情報収集をしてしまうと二度手間になってしまうこともあります。ですから**代表者を定め、代表者が準確定申告に関する情報収集を行い、準確定申告を行うことが合理的です。**

ただ、準確定申告の際、代表者ではできない各相続人等固有の処理もあります。ですから、**時間に余裕をもって対応することが大切です。**



ご存じですか？ 身近な方が亡くなったとき、所得税の確定申告が必要な場合があること

4.さいごに

いかがでしたか？ここで触れたことはほんの一部です。

「**何でこんなに大変なの！？**」というのが私自身の正直な感想です。ですが、法治国家である以上、適法に手続きすることを心掛けましょう。

身近な方が亡くなって後悔することは、今回の所得税の手続きを含め「**もっと生前にいろんな話をしておけばよかった！**」ということです。生前に話をしておけば、相続税対策や円滑な資産移転など様々な対策を講じることができます。

また、その際に、身近な方の知られざる過去も知ることができるかもしれません。(笑)

ぜひ、早めの対策をおすすめします！

そして、その際は、当法人にご相談ください！

フクロウメモ



**生前の
準備が
大事！**

準確定申告書の作成は、通常の確定申告と異なり、**計算期間の末日が死亡日となることから、勝手が違うことが多々あります。**

また、普段から確定申告を行っていない方の場合、確定申告書の作成方法もわからない方も多いでしょうから大変さに拍車がかかります。

準確定申告書に関する書籍も、あまり出回っていないのが現状であるため、苦勞する点も多いです。

人の死亡は、わが身を含めて、いつどうなるかわかりません。ですので生前のうちに、準確定申告の問題や相続の問題など、話し合っておくことが「残す身」・「残される身」双方にとって、とても重要です。

ですから、いろんなお話を日頃からしてコミュニケーションをとることをおすすめします。

